

[事案 23-65] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定打切り

＜事案の概要＞

申立人が全く関与しないまま無断で契約が締結されていたとして、契約の無効と払い込んだ保険料の返還を求め申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 12 年 11 月に医療保険に加入したことになっているが、生命保険契約申込書、告知書等の契約申込書類の保険契約者欄に署名したことはなく、いずれも妻が募集人により署名させられたものである。また、妻の契約について同意を与えたことはない。申立契約は、自分の意思に基づかず妻が無断で契約されたものであって、契約は無効であるから払い込んだ保険料を返還して欲しい。

＜保険会社の主張＞

下記理由により、契約を無効として払い込んだ保険料を返還して欲しいという請求に応ずることはできない。

- (1) 申立契約の申込手続きは申立人が行っており、申立人が関与している。
- (2) 申込手続きは申立人が申込書に自署した上で行っており、同意されている。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、下記のとおり、本件で提出された資料の範囲では前提事実の確認ができず、本件についての審理・判断をすることができないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 申立人の本件申立てが認められるか否かは、申立人が申立契約の加入に同意していたかどうかにかかってくるところ、これらの事実については、申立人の妻および募集人の説明、場合によっては筆跡鑑定等に基づき、慎重な審理・判断が必要となる。
- (2) しかし、本件では契約から既に 10 年以上が経過していること、裁判外紛争解決機関である当審査会には、証人尋問の実施や第三者に記録の提出を求める権限はなく、専門家による鑑定を嘱託する手続も存在しないことから、当審査会において事実関係を明らかにすることは困難である。本件については、当審査会において判断するよりも裁判所における訴訟手続に従うことが妥当であり、厳密な証拠調べ手続をもたない当審査会において裁定を行うには適当でない。